

日野市商工会公共施設小規模修繕等協力員会登録要項

平成 16 年 9 月 29 日制定

1 協力員登録資格

日野市商工会が日野市から受託した日野市公共施設小規模修繕等（以下「小規模修繕等」という。）の受注を希望する者は、日野市商工会公共施設小規模修繕等協力員会（以下「協力員会」という。）に登録しなければならない。協力員会の会員（以下「協力員」という。）になろうとする者は、次の要件を満たさなければならない。なお、今回から常時従事者の人数が拡大されました。

- ① 従業員を含めて常時従事する者の人数は、中小企業信用保険法（昭和 25 年法律第 264 号）第 2 条第 3 項 1 号に規定するものをいう。（建設業は 20 人以下になります。）
 - ② 個人にあつては、登録申請日において満 18 歳以上の者であること
 - ③ 小規模修繕等の登録業種について、日野市内の事業所において 1 年以上の営業経験を有するとともに、日野市内に引き続き 1 年以上住所を有する個人又は法人であること
 - ④ 次のいずれかに該当するもの。
 - ア 日野市競争入札参加資格登録をしているがこの申請の日の前年度において日野市との取引実績のない事業者
 - イ 日野市競争入札参加資格登録をしていない事業者
 - ウ 建設業法第 3 条第 1 項の許可を受けていない事業者
 - ⑤ 市都民税等の納税義務者であり、納期の経過した諸税を完納していること
 - ⑥ 小規模修繕等の施工に際し、必要とされる免許・資格等を有していること
- ※ なお、地方自治法施行令 167 条の 4（一般競争入札の参加者の資格）及び同施行令 167 条の 11（指名競争入札の参加者の資格）の制限に該当する方は登録資格がありません。

2 登録できる業種

協力員として登録できる業種は、第 3 項の小分類の内の 1 業種とする。

3 小規模修繕等の業種分類

	大分類	番号	小分類	備考
1	建築関係	1	建築	
		2	塗装	内・外壁、屋根
		3	内装	壁はり、インテリア、ふすま
		4	建具	木製建具取付
		5	鉄工・溶接	
		6	左官	
		7	ガラス	
		8	畳	
		9	防水	
2	電気関係	1	電気設備	屋内外電気設備、街灯、受変電設備 放送音響設備
3	空調関係	1	空調設備	冷房・暖房
4	給排水等関係	1	給排水・衛生設備	給排水、給湯、トイレ等
5	土木関係	1	土木一般	土木、造成、アスファルト舗装、道路改良

		2	造園	植栽・伐採、公園造成
6	その他	1	上記以外のもの	

4 登録申請に必要な書類等

区 分	内 容
個人	1 登録申請書 2 身分を証明するもの（資格証等写真付のもののコピー） 3 印鑑証明書 4 必要とする業種の資格証等の写し 5 誓約書 6 前年度分の市・都民税の納税を証明するもの 7 前年度分の主要工事实績一覧表 8 代金口座振込用銀行通帳(申請人名義のもの)の写し
法人	1 登録申請書 2 法人の履歴事項全部証明書（登記簿謄本） 3 〃 印鑑証明書 4 身分を証明するもの（資格証等写真付のもののコピー） 5 必要とする業種の資格証等の写し 6 誓約書 7 前年度分の法人市・都民税の納税を証明するもの 8 前年度分の主要工事实績一覧表 9 代金口座振込用銀行通帳(申請法人名義のもの)の写し

5 登録料等

- ① 登録料 3,000 円
- ② 経費負担金 小規模修繕等契約金額の 2 % (契約の都度)
- ③ 口座振込手数料は協力員様のご負担になります。

※お振込み金額は、契約金額(消費税込)から経費負担分（小規模修繕等運営規則第 4 条により契約金額の 2 %）と口座振込手数料を差し引いた額となりますのでご承知おきください。

【例】契約金額が 10 万円（税込）、口座がたましん（豊田北口店及び本支店店舗の場合）

契約金額	100,000 円	A	税込額
経費負担金	2,000 円	B	$B = A \times 2\%$
口座手数料	0 円	C	※たましん本支店 0 円、他行 440 円
口座振込額	98,000 円	D	$D = A - B - C$ ※Cがたましん本支店の場合

【登録申請期間・場所】

【期間】 令和 8 年 4 月 1 日（水）から 4 月 7 日（火）まで（土日除く）

【時間】 午前 9 時から午後 4 時 30 分まで

【場所】 日野市商工会事務局窓口

日野市多摩平七丁目 2 3 番地の 2 3 商工会館内

電 話 0 4 2 - 5 8 1 - 3 6 6 6

協力員会運営規則等の資料を熟読いただいた上で、必要書類及び登録料を窓口にご持参の上、手続きをしてください。